

## 業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[2025年12月9日開催（前払式支払手段発行者）]

### 1. 金融行政方針の公表について

- 2025年8月29日、2025事務年度の金融行政方針を公表した。これは、金融庁が各事務年度において、重点的に実施する施策を明確化するものである。
- 今年は、要点を絞った記載としており、この方針に掲げた施策だけでなく、これまで継続的に取り組んできた施策も着実に実施していく。
- 金融行政方針を端緒として、各資金移動業者と課題認識等を共有し、かみ合ったコミュニケーションに繋げていきたい。金融庁の施策について、御不明点、御懸念点、御提言があれば、問合せすることを求める。

### 2. 2025事務年度の前払式支払手段発行者等のモニタリング等

(2024事務年度のモニタリングを通じて把握した主な課題について)

- 各前払式支払手段発行者が提供するサービスについては、国民生活に不可欠なインフラの一部となる中、信頼性の観点から、アカウントのなりすましや乗っ取り対策に加え、電子マネーを利用した不正送金・不正利用対策も重要である。
- 2025年4月には、「国民を詐欺から守るための総合対策2.0」がまとめられ、被害防止に向けた広報・啓発や、電子マネーを利用した特殊詐欺被害の増加に伴う犯行利用防止として、利用停止措置等の対策の検討が必要である。
- 日本資金決済業協会においては、電子マネーに係る新たな特殊詐欺被害の事例のウェブサイトへの掲載など、被害防止に向けて取り組まれていると承知している。各事業者においても、広報・啓発や犯行利用防止などについて適切な対応がなされているか、今一度確認し、更なる対策強化に取り組むことを求めたい。

(オンラインカジノに係る賭博事犯防止及び電子マネーを利用した特殊詐欺被害防止のための対応について)

- 2025年3月、オンラインカジノに関する問題への対応を踏まえ、「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」が閣議決定された。金融庁において、引き

続き、オンラインカジノへの送金を仲介し、無免許・無登録で為替取引を業として営む者の把握・防止に努める旨が明記されている。

- 2025年5月、警察庁と連名で関係金融機関に対し、オンラインカジノに係る賭博事犯の発生を防止するための取組を要請した。オンラインカジノに関連する決済の停止や、日本国内でオンラインカジノに接続して賭博を行うことは犯罪であることの利用者への注意喚起など、オンラインカジノに係る賭博事犯の発生を防止するための取組の実施を引き続き求めたい。

(前払式支払手段を通じた寄附について)

- 前払式支払手段を通じた寄附の利用を検討している事業者においては、利用者保護の観点から、適切な措置を講じることを求めたい。また、当該業務を行う際には、資金決済法に基づく変更届出が必要になるため、遅滞なく、対応を求めたい。

### 3. 高額電子移転可能型前払式支払手段発行者におけるマネロン等対策について

- 高額電子移転可能型前払式支払手段発行者は、犯罪収益移転防止法上の特定事業者となり、他業態と同様、金融庁所管の特定事業者として、マネロンガイドラインの対象事業者となる。
- 高額電子移転可能型前払式支払手段発行者については、ガイドラインに基づく態勢整備が求められるため、経営陣主導の下、2024年3月末を期限としている基礎的な態勢整備にまずは取り組むことを求めたい。
- 今後、基礎的な態勢整備を完了している金融機関については、FATF第5次審査も見据え、有効性検証を通じた態勢の高度化に軸足を移していくことが重要である。金融庁も、2025事務年度より検査等において各金融機関における有効性検証の取組状況を確認していく予定である。
- また、2025年6月24日、犯罪収益移転防止法施行規則が改正され、非対面での本人確認方法のうち、本人確認書類の偽変造によるなりすまし等のリスクの高い方法が廃止されることが決まった。なお、対面での本人確認方法についても、マイナンバーカード等のICチップ情報の読み取りを義務付ける方向で警察庁において検討が行われている。
- 偽造身分証での口座開設・不正利用への対策としてきわめて効果が高いことから、本改正の施行日は2027年4月1日となっているが、各金融機関に

おいては、施行日を待たず、可及的速やかな対応をお願いしたい。

#### 4. FATF 勧告 16 改訂 (“ other types of payment or value transfer” のために使用されるクレジットカード・デビットカード又はプリペイドカード取引) について

- 金融活動作業部会 (FATF) では、クロスボーダー送金の透明性に関する改訂勧告 16 を、2025 年 6 月 18 日に公表した。
- 勧告の改訂は、送金の透明性向上の観点から必要なマネロン対策等の確保を図ることを企図している。FATF は、2024 年・2025 年の 2 度の市中協議を始め、金融機関の負担やほかの政策目的との整合性などを踏まえ、リスクに応じた改訂内容を見直した。
- 主要な改訂項目としては、①クロスボーダー送金の始点・終点の定義の明確化に伴うペイメントチェーン内の異なる主体の責任の明確化、②クロスボーダー送金における送付情報の見直し (送金人・受取人情報の内容・質の改善)、③クロスボーダー送金における受取人情報の整合性確認の義務付け、④カード決済に関する勧告 16 適用除外の規定の見直し、⑤カードによるクロスボーダーの現金引き出しへの限定的な基準の適用がある。
- また、④について、カード決済に関する適用除外が適用されないカード関連取引として、改訂された FATF 基準では「other types of payment or value transfer (e.g., a person to person transfer)」と記載されており、(あ) 従来から適用除外の対象外であった個人間送金のほかに対象外のものがあるのか、(い) それはどのようなものか、については、今後 FATF が作成するガイダンスにおいて明確化される予定である。
- 今回の改訂は、技術的かつ複雑な論点が多く、ステークホルダーも多岐にわたることから、今後 FATF では、FATF の目線をより詳細に説明するガイダンスの作成を進めていくとともに、円滑な実施のため民間ステークホルダーとの対話を継続する予定である。なお、今回の改訂勧告の実施に必要な対応に鑑み、FATF では 2030 年末までのリードタイムを設定している。金融庁としては、関係者の御意見をよく伺いつつ、FATF ガイダンス作成や国内実施に向けた検討を進めていきたい。

#### 5. サイバーセキュリティに関する取組について

- 最近のサイバー攻撃はますます深刻化しており、他業種において、業務遂

行に多大な影響を及ぼすような事象も頻発している。こうした脅威は金融機関にとって決して他人事ではなく、自分事として取り組むことが重要。サイバーセキュリティは、事業継続やお客様の信頼を守るために欠かせない経営課題であり、引き続き、経営レベルでの対応を求める。

#### <金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習(Delta Wall2025)>

- 金融業界全体のインシデント能力向上のため、2025年も10月にサイバーセキュリティ演習(Delta Wall2025)を実施した。
- 参加金融機関においては、IT/サイバーセキュリティ担当部署だけではなく、経営層にも積極的に関与された。演習に参加したことで、演習結果を活かすことを求める。具体的には、経営者が適切な意思決定を行えたか、組織として顧客対応、業務復旧などのコンティンジェンシープランが有効であったかなどを振り返り、できなかったことを可視化し、改善するにはどうすればよいか、体制、業務プロセス、予算、人材を含めて考えることを求める。

#### <耐量子計算機暗号(PQC)対応>

- 金融 ISAC において「日本の金融機関のための PQC 移行ガイド」が作成され、その中に PQC 移行の全体像が示されている。PQC への移行は、将来の安全性確保に向けて避けられない取組であり、各金融機関において、金融 ISAC のガイドも参考にしながら、体制整備、システムの優先順位策定やクリプトインベントリの作成など、着実に準備を進めることを求める。

#### <金融分野における IT レジリエンスに関する分析レポート>

- 2025年6月30日に、「金融分野における IT レジリエンスに関する分析レポート」を公表した。昨今の地政学リスク、サイバーリスク等の高まりを背景に、金融業界に対して一層のレジリエンスの強化が求められていることを踏まえ、昨年まで公表してきた「金融機関のシステム障害に関する分析レポート」に、サイバーセキュリティ、クラウド、オペレーショナル・レジリエンスの観点も含め、再構成した。
- IT の複雑化と依存度の増大により、IT リスク・サイバーリスクは金融機関の経営ひいては金融システムを揺るがしかねないリスクを内包している。インシデントが発生することを前提として IT レジリエンスを強化する必要がある。

- 各金融機関の経営層においては、本レポートも参考に、IT リスク・サイバーリスクをトップリスクとして認識し、国内外の事例に照らし、自組織のガバナンス、体制、投資、人材育成について不断に見直し、強化することを求める。
- 金融庁としては、金融分野における IT レジリエンス強化を促すため、金融機関の自助、金融業界の共助を促進するとともに、検査・モニタリングに加え、対話、情報共有、ガイダンスの提供、サイバーセキュリティ演習等の機会の提供などの公助の取組を強化していく。

#### <顧客口座・アカウントの不正アクセス等への対策の強化>

- 証券口座への不正アクセス事案は、証券業界に限らず、金融業界の信頼を揺るがしかねないものであり、早急にログイン認証の強化、ウェブサイト及びメールの偽装対策の強化、不審な取引等の検知の強化、取引上限の設定、手口や対策に関する金融機関間の情報共有の強化、顧客への注意喚起の強化などの対策を進める必要がある。
- こうした状況を踏まえ、金融庁は、警察庁と連携し、上記内容を盛り込んだ「顧客口座・アカウントの不正アクセス・不正取引対策の強化」に関する要請文を 2025 年 7 月 28 日に発出し、対策強化に向けた対応を進めている。
- 不正アクセス対策強化の取組状況については、金融庁として、モニタリングしていく。

#### 6. 金融機関の内部監査高度化について

- 金融庁は、金融機関の内部監査の高度化を促すため、2019 年以降、内部監査に関する各種レポートを公表してきた<sup>※</sup>。  
その後、国際的な動き（グローバル内部監査基準の公表・適用開始）もあり、金融機関の内部監査の在り方について、グローバル内部監査基準との整合性も視野に入れつつ、広く金融業界や有識者の御意見を聴取すべく、日本資金決済業協会にも御参加いただき、2025 年 1 月より「金融機関の内部監査高度化に関する懇談会」を開催し、内部監査の水準感や経営陣に求められる姿勢等について、計 5 回にわたって金融業界団体等と意見交換を行った。

(※) 2019 年 6 月：「金融機関の内部監査の高度化に向けた現状と課題」  
2023 年 10 月：「金融機関の内部監査の高度化」に向けたプログレポート（中間報告）  
2024 年 9 月：「金融機関の内部監査の高度化に向けたモニタリングレポート（2024）」

○ 金融庁は、本懇談会での議論等を踏まえ、2025年6月に「金融機関の内部監査高度化に関する懇談会報告書（2025）」を公表した。

同報告書では、金融業界の今後の取組の指針となるよう、目指す方向性をより分かりやすく示すことを追求しており、金融機関にとどまらず、広く我が国一般事業会社にも参考となることを期待する。経営陣においては、本報告書も参考に、内部監査の一層の高度化に取り組むよう求める。

○ 金融庁は今後も、金融機関の内部監査を取り巻く環境変化等を踏まえ、検査・監督を通じて内部監査高度化への取組を促すとともに、モニタリング結果等の有用な情報をレポート等として公表していく予定である。

#### 7. 多国間制裁監視チームによる報告書公表について（北朝鮮関連）

○ 2025年10月、多国間制裁監視チーム(Multilateral Sanctions Monitoring Team、MSMT)は、「北朝鮮によるサイバー及びIT労働者の活動」をテーマに、第2回目の報告書を公表した。

○ 報告書には、暗号資産窃取及びその資金洗浄や利用、IT労働者による外貨獲得並びに情報窃取を含む北朝鮮によるサイバー活動に係る具体的な情報が記載されている。

- ・ 報告書の対象期間（2024年1月～2025年9月）に、北朝鮮は少なくとも28億米ドル相当の暗号資産を窃取した。
- ・ 中国、ロシア、アルゼンチン、カンボジア、ベトナム、UAEを含む外国拠点の仲介者等に依存し、窃取した暗号資産を法定通貨に洗浄した。
- ・ 軍事装備品等の販売・移転を含む調達取引にステーブルコインを使用した。

○ 各金融機関においては、本報告書も参考に、引き続きサイバーセキュリティ対策、マネロン対策の強化に取り組んでいただきたい。

（参考1）多国間制裁監視チーム（Multilateral Sanctions Monitoring Team、MSMT）

2024年4月に安保理北朝鮮制裁委員会専門家パネルの活動が終了したことを受け、同年10月、日本を含む同志国は多国間制裁監視チーム（MSMT）を設立。参加国は、日本、オーストラリア、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、オランダ、ニュージーランド、韓国、英国及び米国の11か国。

（参考2）外務省報道発表「多国間制裁監視チーム（MSMT）第2回報告書の公表」

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/pressit\\_000001\\_02871.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/pressit_000001_02871.html)

(参考3) 報告書には、北朝鮮関係者が DMM Bitcoin から約 308 百万ドル相当の暗号資産を窃取した事案についても記載されている。

#### 8. 対イラン制裁に係る要請について

- 2025 年 9 月、イランの核問題に関し、国連安保理決議に基づき、過去の対イラン制裁の復活（スナップバック）が決定された。
- 我が国においても、外為法告示の改正（2025 年 9 月 28 日公布・施行）等を行い、資産凍結や資金移転防止等の措置を再導入した。
- これを受け、2025 年 9 月 30 日、関係する金融機関等に対し、「イランの拡散上機微な核活動及び核兵器運搬手段の開発並びにイランへの大型通常兵器等の供給等に関連する取引について（要請）」を発出した。
- 同要請文においては、資産凍結や資金移転防止等の措置への遺漏なき対応とともに、本人確認義務及び疑わしい取引の届出義務の履行を求めているところ、傘下金融機関への周知・徹底をお願いしたい。

#### 9. 緊急時の当局との連絡体制の見直しについて

- 近年多発する自然災害への対応等を踏まえて、災害発生時における被害状況等の報告要領等に関し見直しを行い、2025 年 9 月 12 日付で「災害発生時における金融機関等の被害状況等の報告について」の改正事務連絡を管内前払式支払手段発行者に対し、発出した。
- 緊急時に備え、金融機関・当局双方の担当者の連絡体制の整備を従前より求めているところであるが、改めて、当局と確実かつ速やかに連絡が取れる実効的な連絡体制となっているのか、見直しを行うことを求める。

(以上)